

平成 26 年 10 月 15 日

各 位

上場会社名 北海道電力株式会社
代表者 代表取締役社長 真弓 明彦
(コード番号 9509)
問合せ先責任者 企画部経営管理グループリーダー 小林 剛史
(TEL 011-251-1111)

電気料金値上げの認可について

当社は、本年 7 月 31 日、電源構成変分認可制度に基づき電気料金の値上げを申請いたしましたが、本日、経済産業大臣から認可をいただきました。

この度の電気料金の値上げにより、お客さまには昨年 9 月に続く 2 年続けての値上げとなりますこと、前回の値上げを大幅に上回るご負担をお願いすることとなりましたことに深くお詫び申し上げます。

当社は、泊発電所の停止により燃料費等が大幅に増加し経営状況が大きく悪化するなか、経営効率化・資本対策に加え様々な収支改善策を実施してまいりましたが、年間 2 千億円もの燃料費等の増加を吸収することは極めて困難であることから、規制部門のお客さまの電気料金につきまして平均 17.03%の値上げを申請いたしました。

その後、国による審査や公聴会等を経て、本日、規制部門のお客さまにつきましては平成 26 年 11 月 1 日から平均 15.33%の値上げについて認可をいただきました。

また、新たな電気料金に基づき選択約款等についても見直し、本日、経済産業大臣に届出いたしました。

自由化部門のお客さまの電気料金につきましては、平均 22.61%の値上げをお願いしておりましたが、今回の認可を踏まえ平均 20.32%の値上げに内容を見直しお願いさせていただきます。

当社といたしましては、大幅な値上げに伴うお客さまのご負担を軽減する方策を講じることができないか、申請当初から検討を進めており、電気料金審査専門小委員会においても、「値上げ実施日から一定期間、お客さまのご負担を軽減する措置を実施していく」ことをご説明させていただきました。また、同小委員会の査定方針案においても、「需要家に還元する方策（需要家負担の急激な増加を緩和する措置）を検討し、実施することが期待される」とのご指摘もいただいております。

これまでも経営全般にわたる効率化に努めており、平成 26 年度においては、今後のコスト削減努力も含め 60 億円程度の成果が見込まれることから、厳しい経営状況ではありますが、この成果をもとにお客さまのご負担を軽減させていただきます。

具体的には、料金値上げ実施日以降、平成 27 年 3 月 31 日までのご使用分について、新たな電気料金における電力量料金単価から電圧別に設定した軽減単価を一律差し引くことといたします。

規制部門につきましては、全てのお客さまを対象に、1kWhあたり0.70円（税込み）を軽減させていただきます。これにより、軽減期間における値上げ率は、規制部門平均で2.90ポイント低減することとなります。

また、自由化部門につきましても軽減期間内に値上げとなるお客さまを対象に、高圧は1kWhあたり0.67円（税込み）、特別高圧は1kWhあたり0.66円（税込み）、自由化部門平均で3.84ポイントを軽減させていただきます。

11月1日からの新料金の実施にあたりましては、今後、お客さまに値上げの実施内容や影響額、料金の軽減措置などについてご理解いただけるよう丁寧にご説明してまいります。

今後も厳しい需給状況が続くことから、引き続き、電力の安定供給の確保に努めるとともに、費用全般にわたる経営効率化に取り組んでまいります。また、電力需給および収支・財務両面の改善に寄与する泊発電所の1日も早い発電再開に全力で取り組み、営業運転に復帰した後には電気料金の値下げを行ってまいります。

以 上

電気料金値上げ認可の概要について

平成26年10月 北海道電力株式会社

- 当社は、本年7月31日、電源構成変分認可制度に基づき電気料金の値上げを申請し、10月15日、経済産業大臣から認可をいただきました。
- お客さまには昨年9月に続く2年続けての値上げとなりますこと、また前回の値上げを大幅に上回るご負担をお願いいたしますことに深くお詫び申し上げます。
- 11月1日から料金値上げを実施させていただきますが、実施日から平成27年3月までのご使用分については経営全般にわたる効率化の成果をもとに料金を軽減させていただきます。また、値上げの実施内容や影響額などについてご理解いただけるよう丁寧にご説明してまいります。
- 今後も厳しい需給状況が続くことから、引き続き、電力の安定供給の確保に努めるとともに、費用全般にわたる経営効率化に取り組んでまいります。
- また、電力需給および収支・財務両面の改善に寄与する泊発電所の1日も早い発電再開に全力で取り組み、営業運転に復帰した後は電気料金の値下げを行ってまいります。

【規制部門および自由化部門の平均値上げ率】

	申請		認可		軽減措置 (期間 H26.11~H27.3)**
規制部門 (低圧)	17.03%	⇒	15.33%	⇒	12.43%
自由化部門 (高圧、特別高圧)	22.61%		20.32%		16.48%

※ 自由化部門については、軽減期間内に値上げとなるお客さまを対象といたします。

1. 電気料金値上げの概要	・・・P3	【参考】ご家庭向け電気料金(至近の推移)	・・・P20
【参考】認可原価の概要		【参考】規制部門のお支払額	
(申請原価との比較および前提諸元)	・・・P4	(申請時からの見直し)	・・・P21
(修正指示を踏まえた補正内容)	・・・P5	【参考】オール電化住宅のお支払額	
2. 電気料金設定の考え方	・・・P6	(申請時からの見直し)	・・・P22
3. ご家庭向け電気料金		8. 料金メニューのリニューアル	・・・P24
(3段階料金制度)	・・・P7	【参考】時間帯別料金メニューのご紹介	・・・P25
(値上げ影響)	・・・P8	9. 燃料費調整の見直し	・・・P26
4. オール電化住宅にお住まいのお客さま		【参考】平成26年11月分の燃料費調整単価	・・・P27
(値上げ影響)	・・・P9～10	【参考】燃料費調整の前提諸元	・・・P28～29
5. 自由化部門の電気料金(値上げ影響)	・・・P11	10. お客さまへのご説明について	
6. 電変制度における効率化成果の料金への反映	・・・P14	(規制部門)	・・・P30
7. 電気料金の軽減措置		(自由化部門)	・・・P31
(対象原資の考え方)	・・・P15	【参考】お客さまの節約	
(実施概要)	・・・P16	・省エネにつながる情報発信	・・・P32
(規制部門の軽減期間のお支払額)	・・・P17	【参考】値下げの条件	・・・P33
(オール電化住宅の軽減期間のお支払額)	・・・P18	【参考】認可原価の内訳	
(自由化部門の軽減期間のお支払額)	・・・P19	(燃料費、購入・販売電力料)	・・・P34
		(原子力バックエンド費用、事業税)	・・・P35

1. 電気料金値上げの概要

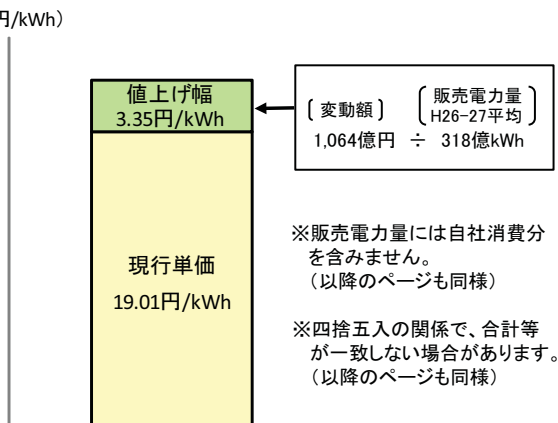
- ・当社は、平成26年7月31日に、電源構成変分認可制度(以下、「電変制度」)に基づき、規制部門については平均17.03%の値上げを申請し、自由化部門では22.61%の値上げをお願いさせていただきました。
- ・その後、「電気料金審査専門小委員会」、「家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会」、公聴会、「物価問題に関する関係閣僚会議」を経て、経済産業省から申請内容に対する修正指示をいただきました。
- ・当社は、平成26年10月15日、この修正指示内容を反映した補正申請を行い経済産業大臣より認可をいただき、規制部門のお客さまには、平成26年11月1日から平均15.33%の値上げを実施させていただくこととなりました。
- ・自由化部門のお客さまの電気料金につきましては、今回の認可を踏まえ、平均20.32%の値上げとさせていただきます。

電源構成の変動に伴う現行原価からの変動額

電変制度は、事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、燃料消費数量に連動して変動する以下に示す費用を対象として、原価の変動分を料金に反映させるもので、現行原価からの変動額は、1,064億円となります。

	認可原価:A (H26～27平均)	現行原価:B (H25～27平均)	変動額:C A-B
燃 料 費	2,113	1,460	653
購 入 電 力 料	918	500	418
販 売 電 力 料 ^{※1}	▲34	▲65	32
原子力バックエンド費用	12	59	▲47
事 業 税	80	72	8
合 計	3,090	2,026	1,064

※1 販売電力料は控除収益



【参考】認可原価の概要(申請原価との比較および前提諸元)

4

・修正指示を反映させた結果、電源構成の変動に伴う現行原価からの変動額は1,064億円となり、申請原価と比較して120億円の減額となります。

認可原価と申請原価との比較

(単位:億円)

	現行原価からの変動額		
	認可:A	申請:B	差引:A-B
燃料費	653	739	▲ 86
購入電力料	418	450	▲ 32
販売電力料※1	32	33	▲ 1
原子力バックエンド費用	▲47	▲47	-
事業税	8	9	▲ 1
合計	1,064	1,184	▲ 120

※1 販売電力料は控除収益

原価算定の前提諸元

		2カ年平均 (H26-H27)
販売電力量※2	億kWh	318
原油価格※2	\$/b	112.6
為替レート※2	円/\$	87
原子力設備利用率※3	%	11

※2 販売電力量、燃料価格諸元(原油価格、為替レート)については算定規則に基づき、前回認可時から変更していません。

※3 原子力設備利用率は、平成27年11月以降、泊発電所が順次発電再開することを織り込んだ数値です。

【参考】認可原価の概要(修正指示を踏まえた補正内容)

5

・申請原価に対する修正指示を反映した主な補正内容と補正額については、以下のとおりです。

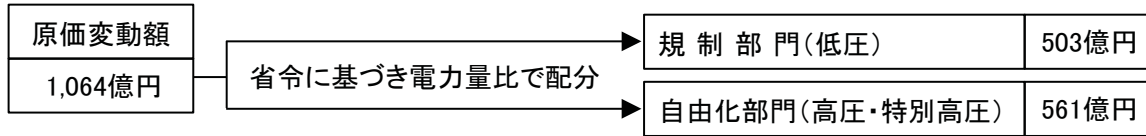
※【 】内は補正額(2年平均) (単位:億円)

	補正額	主な補正内容
燃料費	▲86	<ul style="list-style-type: none"> 海外炭及び重油の追加調達分に対する調達単価について、最も低価格なものの価格(トップランナー価格)を反映し削減【▲56】 水力発電所の作業停止計画について、前回認可からの追加分が認められなかったことにより、これを基に再算定することによる代替火力燃料費の減【▲18】 水力の平均可能発電電力量について最新諸元を反映し、これを基に再算定することによる代替火力燃料費の減【▲4】 火力発電所の定期検査日数等について、当該日数の短縮に伴いより安価な電源の活用が見込まれる分を基に再算定したことによる代替火力燃料費の減【▲4】 太陽光、風力発電量について、発電事業者の受電開始時期の遅れ等による前回認可からの減少分が認められなかったことにより、これを基に再算定することによる代替火力燃料費の減【▲3】
購入・販売電力料	▲33	<ul style="list-style-type: none"> 自家発からの購入電力量のうち前回認可からの増加分に対する購入単価について、更なる効率化努力を織り込み【▲11】 重油の追加調達分に対する調達単価について、最も低価格なものの価格(トップランナー価格)を反映し削減【▲9】 卸電力取引所取引について、直近の査定方針と同様の前提条件として再算定した利益額を反映【▲6】
事業税	▲1	<ul style="list-style-type: none"> 原価の減少に伴う事業税の減額【▲1】
合計	▲120	

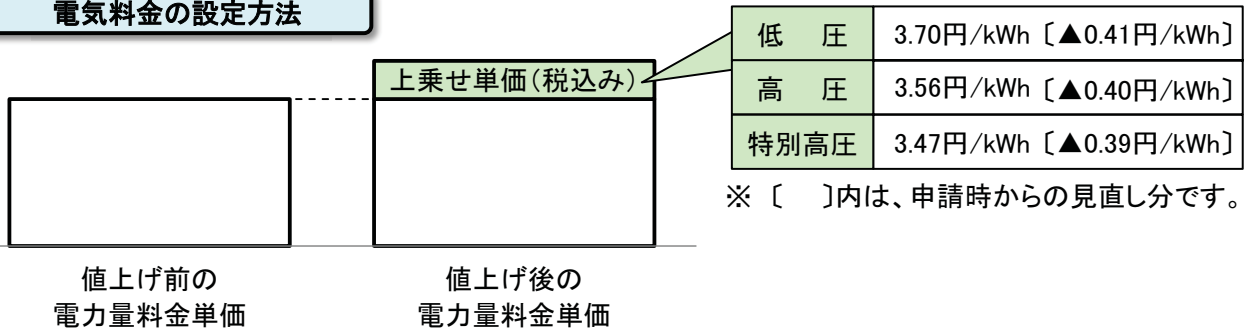
2. 電気料金設定の考え方

- ・今回改定は、燃料費等の費用増加を電気料金に反映するものであるため、お客さまの電気のご使用量に対応する電力量料金単価に以下の単価を一律に上乘せすることを基本といたします（基本料金単価には変更ありません）。
- ・なお、全てのお客さまに公平なご負担をお願いする観点から、自由化部門のお客さまにつきましても、規制部門と同日からの値上げをお願いいたします。

原価変動額の配分



電気料金の設定方法

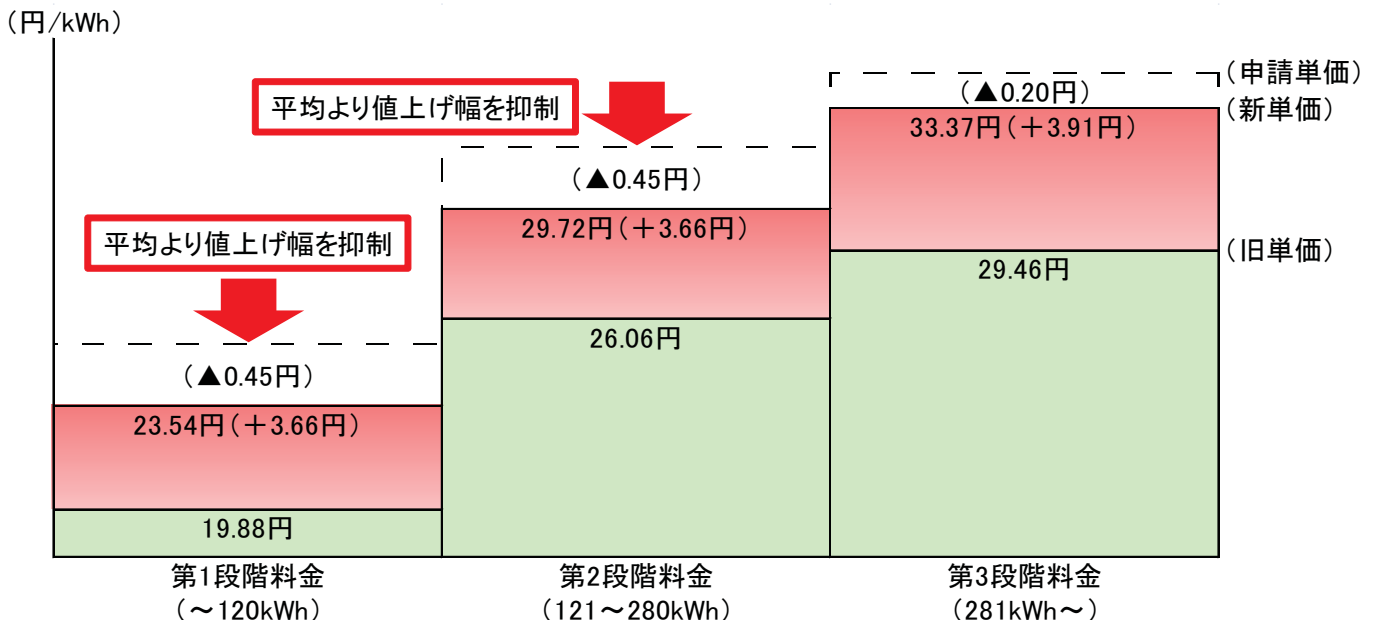


- ※ 値上げ前の電力量料金単価および値上げ後の電力量料金単価には、燃料費調整単価を含んでおらず、消費税等相当額を含みます。
- ※ 電圧ごとの上乘せ単価は、各部門に配分された原価変動額を販売電力量で除し、消費税等相当額を加えて算定しています。
- ※ 特別高圧と高圧では、送電線・配電線で失われる電力(送配電ロス)が異なるため、上乘せ単価に差が生じます。

3. ご家庭向け電気料金(3段階料金制度)

- ・今回改定では、電力量料金単価に上乘せする単価は一律を基本といたしますが、ご家庭向けの料金メニューである従量電灯等、ご使用量の増加にともない料金単価が上昇する3段階料金制度を採用している料金メニューにおいては、より多くのお客さまのご負担が軽減できるよう第2段階料金までについて、申請時からの見直し幅を大きくしております。

3段階料金(従量電灯B・Cの場合)



- ※ 旧単価、申請単価および新単価には、消費税等相当額を含みます。

3. ご家庭向け電気料金(値上げ影響)

電気供給約款

	契約電力等	ご使用量 (月間)	値上げ後の お支払額 (月間)	値上げ前の お支払額 (月間)	値上げ額 (月間)	値上げ率
従量電灯B	30A	260kWh	8,185円 [▲117円]	7,233円	952円 [▲117円]	13.16% [▲1.62%]
従量電灯C	13kVA	1,300kWh	46,944円 [▲330円]	41,931円	5,013円 [▲330円]	11.96% [▲0.78%]
低圧電力	8kW	650kWh	21,367円 [▲267円]	18,962円	2,405円 [▲267円]	12.68% [▲1.41%]

選択約款

	契約電力	ご使用量 (年間)	値上げ後の お支払額 (年間)	値上げ前の お支払額 (年間)	値上げ額 (年間)	値上げ率
融雪用電力A (ホットタイム19)	2kW	1,496kWh	26,845円 [▲552円]	21,865円	4,980円 [▲552円]	22.78% [▲2.52%]

- ※ 値上げ前後のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。
- ※ 低圧電力については、力率割引を適用しています。
- ※ 融雪用電力Aについては、力率割引および検知制御装置付融雪用機器割引を適用しています。
- ※ 融雪用電力Aは、ロードヒーティングとして4か月間使用するモデルとしており、季節ごとの使用電力量の変動が大きいいため、年間の影響額を記載しています。
- ※ []内は、申請時からの見直し分です。

4. オール電化住宅にお住まいのお客さま(値上げ影響①)

給湯:電気温水器(4.4kW)、暖房:蓄熱式電気暖房器(20.5kW)の場合

	契約容量	ご使用量 (年間)	値上げ後の お支払額 (年間)	値上げ前の お支払額 (年間)	値上げ額 (年間)	値上げ率
時間帯別電灯 (ドリーム8)	8kVA	23,001kWh	416,177円 [▲9,423円]	331,067円	85,110円 [▲9,423円]	25.71% [▲2.84%]

- ※ 通電制御型機器割引(電気温水器4kVA、蓄熱式電気暖房器5kVA)を適用。

給湯:電気温水器(4.4kW)、暖房:電気ボイラー(6.4kW)の場合

	契約容量等	ご使用量 (年間)	値上げ後の お支払額 (年間)	値上げ前の お支払額 (年間)	値上げ額 (年間)	値上げ率
時間帯別電灯 +融雪用電力L	6kVA +6kW	21,720kWh	431,924円 [▲8,896円]	351,554円	80,370円 [▲8,896円]	22.86% [▲2.53%]

- ※ 通電制御型機器割引(電気温水器4kVA)を適用。

給湯:エコキュート(1.5kW)、暖房:ヒートポンプ暖房システム(4.7kW)の場合

	契約容量	ご使用量 (年間)	値上げ後の お支払額 (年間)	値上げ前の お支払額 (年間)	値上げ額 (年間)	値上げ率
3時間帯別電灯 (eタイム3)	12kVA	11,961kWh	281,577円 [▲4,178円]	243,891円	37,686円 [▲4,178円]	15.45% [▲1.72%]

- ※ 通電制御型機器割引(電気温水器2kVA)、非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用。
- ※ 値上げ前後のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。
- ※ 季節ごとの使用電力量の変動が大きいいため、年間の影響額を記載しています。
- ※ []内は、申請時からの見直し分です。

4. オール電化住宅にお住まいのお客さま(値上げ影響 ②)

- ・オール電化住宅にお住まいのお客さまが加入されている時間帯別電灯(ドリーム8)などの料金メニューの場合、夜間時間帯の単価は他の料金メニューよりも低い水準にあるため、値上げ率が高くなります。
- ・値上げ率が高い夜間時間帯のご使用量が多いことから、お支払額における値上げ率も高くなります。

電力量料金単価における値上げ率

料金メニューの単価	時間帯別電灯(オール電化住宅など)		従量電灯B(一般住宅など)
	昼間時間帯(第2段階料金)	夜間時間帯	第2段階料金
値上げ前の単価	32.00 円/kWh	10.43 円/kWh	26.06 円/kWh
上乗せ単価	+ 3.66 円/kWh	+ 3.70 円/kWh	+ 3.66 円/kWh
値上げ後の単価	35.66 円/kWh	14.13 円/kWh	29.72 円/kWh
値上げ率	11.44%	35.47%	14.04%

※ 値上げ前後の単価には、燃料費調整単価を含まず、消費税等相当額を含みます。

お支払額における値上げ率

料金メニュー	値上げ後のお支払額(年間)	値上げ前のお支払額(年間)	値上げ額(年間)	値上げ率
時間帯別電灯(オール電化住宅など)	416,177円	331,067円	85,110円	25.71%
従量電灯B(一般住宅など)	98,220円	86,796円	11,424円	13.16%

※ 値上げ前後のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

5. 自由化部門の電気料金(値上げ影響)

	契約電力	ご使用量(月間)	値上げ後のお支払額(月間)	値上げ前のお支払額(月間)	値上げ額(月間)	値上げ率
業務用 (高圧受電)	60kW	11,000kWh	約30万円 [約▲0.4万円]	約26万円	約4万円 [約▲0.4万円]	14.94% [▲1.68%]
	750kW	142,000kWh	約385万円 [約▲5.7万円]	約334万円	約51万円 [約▲5.7万円]	15.12% [▲1.69%]
産業用 (高圧受電)	100kW	23,000kWh	約57万円 [約▲0.9万円]	約48万円	約8万円 [約▲0.9万円]	16.93% [▲1.91%]
	1,200kW	325,000kWh	約762万円 [約▲13.0万円]	約647万円	約116万円 [約▲13.0万円]	17.89% [▲2.01%]

※ 値上げ前後のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※ 力率は100%として算定しています。

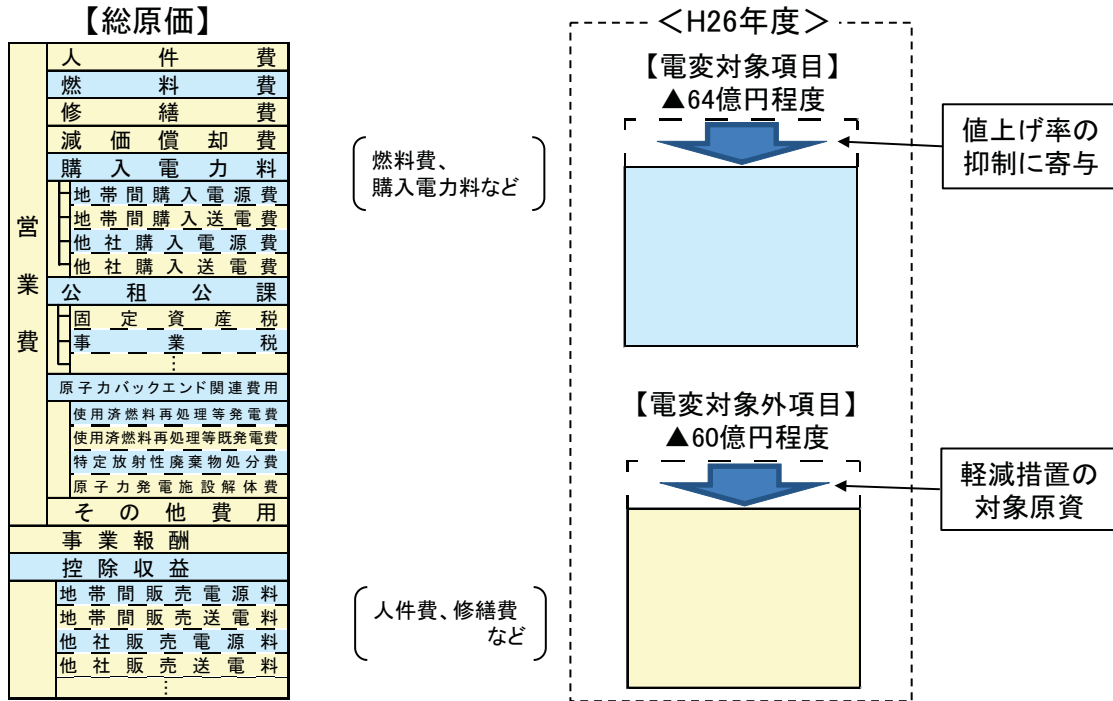
※ []内は、申請時からの見直し分です。

(空白)

電気料金の軽減措置について

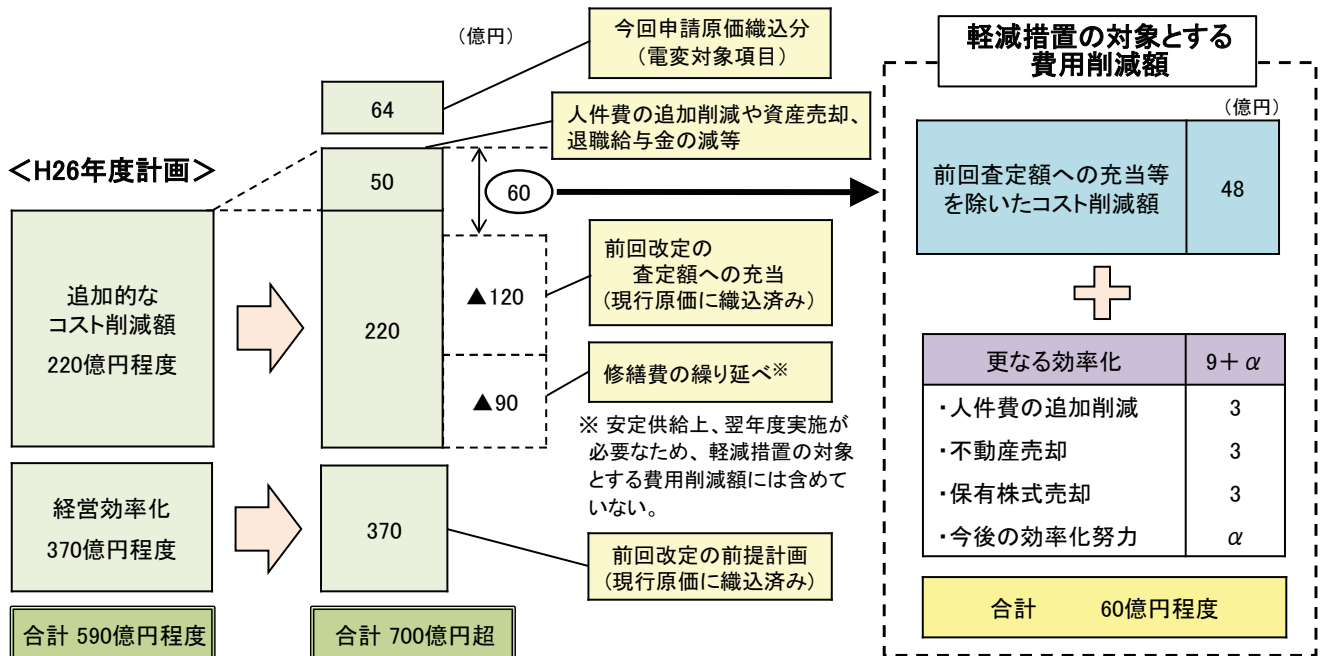
6. 電変制度における効率化成果の料金への反映

- ・電変制度の対象項目は、燃料消費数量に連動して変動する4項目8費用となっております。
- ・経営効率化計画に基づき、電変対象項目に反映したコスト削減64億円程度については、値上げ率の抑制に寄与しております。
- ・一方、電変対象外項目については、経営努力によるコスト削減の成果を直接料金原価に反映できないことから、軽減措置の対象原資といたします。



7. 電気料金の軽減措置(対象原資の考え方)

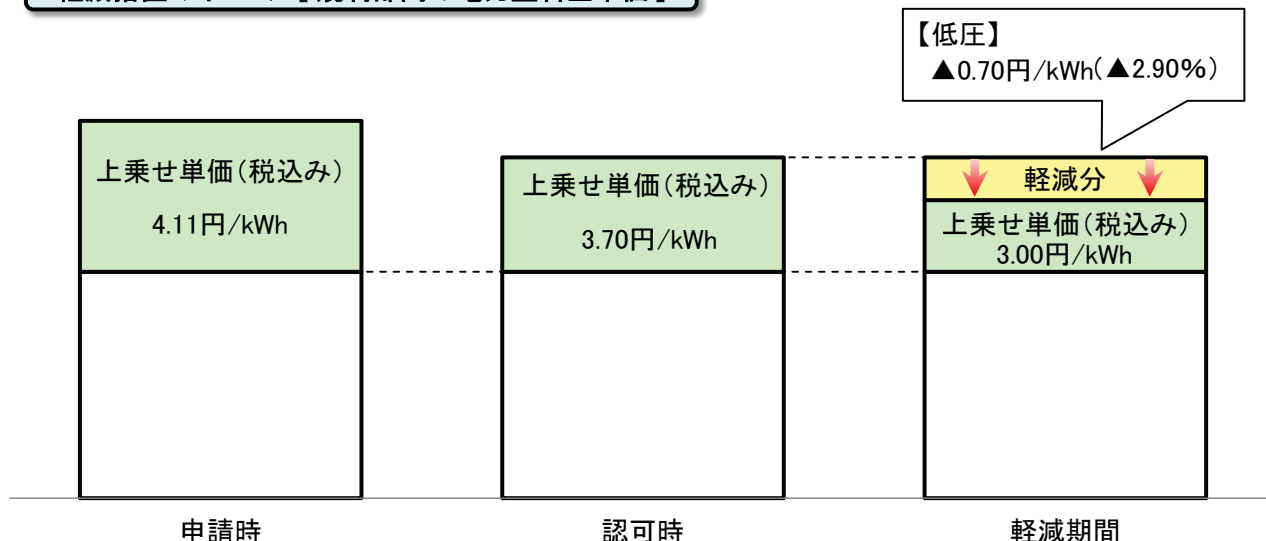
- ・平成26年度については、現行の電気料金に反映した効率化370億円程度に、追加的なコスト削減等220億円程度を合わせた590億円程度のコスト削減に取り組んでおりました。
- ・さらに、今回申請原価に織り込んだ64億円に加え、人件費の追加削減や年金資産運用収益率を見直したことによる退職給与金の減のほか、今後進める削減努力分を含めて50億円程度の上積みを図り、700億円を超えるコスト削減を目指してまいります。
- ・このうち、軽減措置の対象とする費用削減額は、査定対応分を含め料金原価に織り込んだ効率化と、安定供給上、翌年度に実施が必要な修繕費の繰り延べ分を除いた60億円程度といたしました。



軽減措置の内容

- ・平成26年11月1日から平成27年3月31日までのご使用分を軽減いたします。
- ・規制部門につきましては、全てのお客さまを対象に、1kWhあたり0.70円(税込み)軽減いたします。
- ・自由化部門につきましては、軽減期間内に値上げとなるお客さまを対象に、1kWhあたり高圧で0.67円(税込み)、特別高圧で0.66円(税込み)軽減いたします。

軽減措置のイメージ [規制部門の電力量料金単価]



7. 電気料金の軽減措置(規制部門の軽減期間のお支払額)

電気供給約款

	契約電力等	ご使用量(月間)	軽減期間のお支払額(月間)	値上げ前のお支払額(月間)	値上げ額(月間)	値上げ率
従量電灯B	30A	260kWh	8,003円 〈▲182円〉	7,233円	770円 〈▲182円〉	10.65% 〈▲2.51%〉
従量電灯C	13kVA	1,300kWh	46,034円 〈▲910円〉	41,931円	4,103円 〈▲910円〉	9.79% 〈▲2.17%〉
低圧電力	8kW	650kWh	20,912円 〈▲455円〉	18,962円	1,950円 〈▲455円〉	10.28% 〈▲2.40%〉

選択約款

	契約電力	ご使用量(年間)	軽減期間のお支払額(年間)	値上げ前のお支払額(年間)	値上げ額(年間)	値上げ率
融雪用電力A (ホットタイム19)	2kW	1,496kWh	25,902円 〈▲943円〉	21,865円	4,037円 〈▲943円〉	18.46% 〈▲4.32%〉

※ 軽減期間のお支払額および値上げ前のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※ 低圧電力については、力率割引を適用しています。

※ 融雪用電力Aについては、力率割引および検知制御装置付融雪用機器割引を適用しています。

※ 融雪用電力Aは、ロードヒーティングとして12月分～翌年3月分の4か月間使用するモデルとしており、季節ごとの使用電力量の変動が大きいため、年間の影響額を記載しています。

※ < >内は、軽減措置分です。

7. 電気料金の軽減措置(オール電化住宅の軽減期間のお支払額)

18

給湯:電気温水器(4.4kW)、暖房:蓄熱式電気暖房器(20.5kW)の場合

	契約容量	ご使用量 (5か月間)	軽減期間の お支払額 (5か月間)	値上げ前の お支払額 (5か月間)	値上げ額 (5か月間)	値上げ率
時間帯別電灯 (ドリーム8)	8kVA	15,818kWh	256,602円 〈▲11,073円〉	209,134円	47,468円 〈▲11,073円〉	22.70% 〈▲5.29%〉

※ 通電制御型機器割引(電気温水器4kVA、蓄熱式電気暖房器5kVA)を適用。

給湯:電気温水器(4.4kW)、暖房:電気ボイラー(6.4kW)の場合

	契約容量等	ご使用量 (5か月間)	軽減期間の お支払額 (5か月間)	値上げ前の お支払額 (5か月間)	値上げ額 (5か月間)	値上げ率
時間帯別電灯 +融雪用電力L	6kVA +6kW	14,653kWh	268,935円 〈▲10,255円〉	224,961円	43,974円 〈▲10,255円〉	19.55% 〈▲4.56%〉

※ 通電制御型機器割引(電気温水器4kVA)を適用。

給湯:エコキュート(1.5kW)、暖房:ヒートポンプ暖房システム(4.7kW)の場合

	契約容量	ご使用量 (5か月間)	軽減期間の お支払額 (5か月間)	値上げ前の お支払額 (5か月間)	値上げ額 (5か月間)	値上げ率
3時間帯別電灯 (eタイム3)	12kVA	8,190kWh	162,785円 〈▲4,490円〉	143,542円	19,243円 〈▲4,490円〉	13.41% 〈▲3.12%〉

※ 通電制御型機器割引(電気温水器2kVA)、非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用。

※ 軽減期間のお支払額および値上げ前のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※ 11月分～翌年3月分の5か月間の影響額を記載しています。

※ < >内は、軽減措置分です。

7. 電気料金の軽減措置(自由化部門の軽減期間のお支払額)

19

	契約電力	ご使用量 (月間)	軽減期間の お支払額 (月間)	値上げ前の お支払額 (月間)	値上げ額 (月間)	値上げ率
業務用 (高圧受電)	60kW	11,000kWh	約29万円 〈約▲0.7万円〉	約26万円	約3万円 〈約▲0.7万円〉	12.13% 〈▲2.81%〉
	750kW	142,000kWh	約375万円 〈約▲9.5万円〉	約334万円	約41万円 〈約▲9.5万円〉	12.27% 〈▲2.85%〉
産業用 (高圧受電)	100kW	23,000kWh	約55万円 〈約▲1.5万円〉	約48万円	約7万円 〈約▲1.5万円〉	13.75% 〈▲3.18%〉
	1,200kW	325,000kWh	約741万円 〈約▲21.8万円〉	約647万円	約94万円 〈約▲21.8万円〉	14.52% 〈▲3.37%〉

※ 軽減期間のお支払額および値上げ前のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

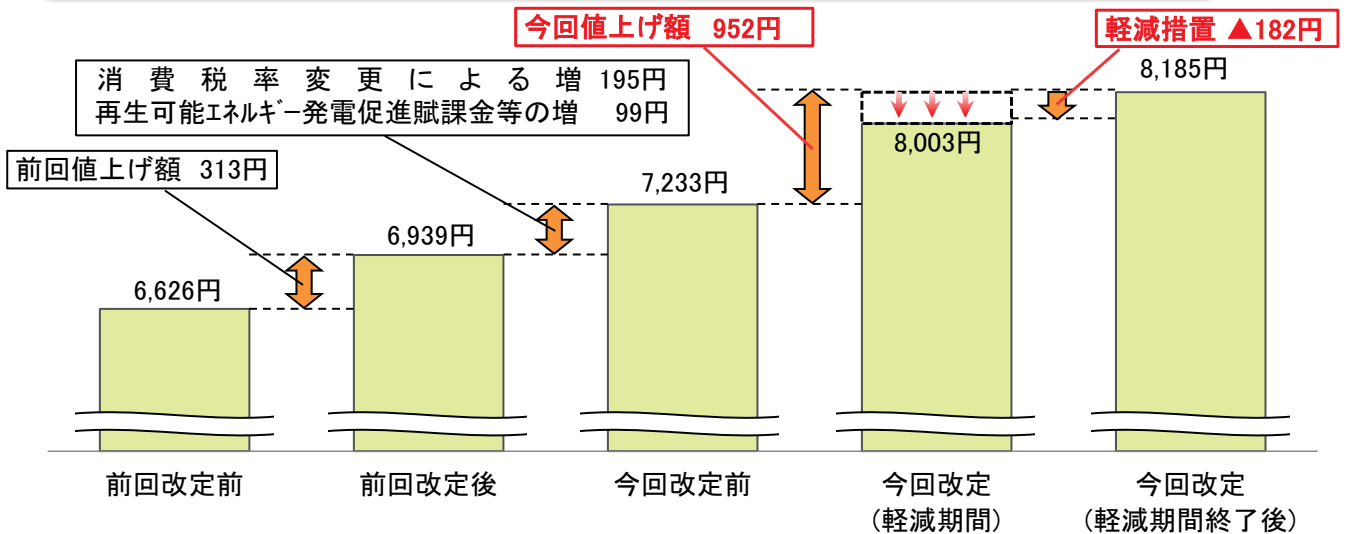
※ 力率は100%として算定しています。

※ 自由化部門の軽減措置は、軽減期間に値上げとなるご契約が対象となります。

※ < >内は、軽減措置分です。

【参考】ご家庭向け電気料金(至近の推移)

家庭用モデル料金による比較(平成24年12月～平成25年2月の貿易統計実績値による比較)



※ 算定モデル: 従量電灯B、30A、260kWh/月

※ 日割計算を考慮しない場合の料金を試算したものであり、消費税等相当額などを含まず。

※ 前改定前料金には、平成25年5月分料金に適用される燃料費調整額を含まず。

※ 平成24年12月～平成25年2月における原油・海外炭の貿易統計実績値は以下のとおりです。

	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	3か月平均
平均原油価格	58,538円/kℓ	61,317円/kℓ	65,134円/kℓ	61,612円/kℓ
平均海外炭価格	9,925円/t	10,477円/t	10,909円/t	10,439円/t

【参考】規制部門のお支払額(申請時からの見直し)

電気供給約款

	契約電力等	ご使用量 (月間)	値上げ後のお支払額(月間)		
			申請時	認可時	軽減期間
従量電灯B	30A	260kWh	8,302円	8,185円 [▲117円]	8,003円 [▲299円]
従量電灯C	13kVA	1,300kWh	47,274円	46,944円 [▲330円]	46,034円 [▲1,240円]
低圧電力	8kW	650kWh	21,634円	21,367円 [▲267円]	20,912円 [▲722円]

選択約款

	契約電力	ご使用量 (年間)	値上げ後のお支払額(年間)		
			申請時	認可時	軽減期間
融雪用電力A (ホットタイム19)	2kW	1,496kWh	27,397円	26,845円 [▲552円]	25,902円 [▲1,495円]

※ 値上げ後のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まず。

※ 低圧電力については、力率割引を適用しています。

※ 融雪用電力Aについては、力率割引および検知制御装置付融雪用機器割引を適用しています。

※ 融雪用電力Aは、ロードヒーティングとして12月分～翌年3月分の4か月間使用するモデルとしており、季節ごとの使用電力量の変動が大きいため、年間の影響額を記載しています。

※ []内は、申請時からの見直し分です。

給湯:電気温水器(4.4kW)、暖房:蓄熱式電気暖房器(20.5kW)の場合

	契約容量	ご使用量 (5か月間)	値上げ後のお支払額(5か月間)		
			申請時	認可時	軽減期間
時間帯別電灯 (ドリーム8)	8kVA	15,818kWh	274,146円	267,675円 [▲6,471円]	256,602円 [▲17,544円]

※ 通電制御型機器割引(電気温水器4kVA、蓄熱式電気暖房器5kVA)を適用。

給湯:電気温水器(4.4kW)、暖房:電気ボイラー(6.4kW)の場合

	契約容量等	ご使用量 (5か月間)	値上げ後のお支払額(5か月間)		
			申請時	認可時	軽減期間
時間帯別電灯 +融雪用電力L	6kVA+6kW	14,653kWh	285,183円	279,190円 [▲5,993円]	268,935円 [▲16,248円]

※ 通電制御型機器割引(電気温水器4kVA)を適用。

給湯:エコキュート(1.5kW)、暖房:ヒートポンプ暖房システム(4.7kW)の場合

	契約容量	ご使用量 (5か月間)	値上げ後のお支払額(5か月間)		
			申請時	認可時	軽減期間
3時間帯別電灯 (eタイム3)	12kVA	8,190kWh	169,906円	167,275円 [▲2,631円]	162,785円 [▲7,121円]

※ 通電制御型機器割引(電気温水器2kVA)、非蓄熱式電気暖房割引Ⅱ型を適用。

※ 値上げ後のお支払額には、燃料費調整額を含まず、消費税等相当額および平成26年5月分以降の料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※ 11月分~翌年3月分の5か月間の影響額を記載しています。

※ []内は、申請時からの見直し分です。

料金メニューのリニューアル、
お客さまへのご説明などについて

8. 料金メニューのリニューアル

- ・今回の料金改定に合わせ、ピーク抑制型時間帯別電灯のピーク時間(冬期間の16時～18時)および3時間帯別電灯の午後時間(13時～18時)に、新たなバリエーションを追加いたします。
- ・ピーク時間や午後時間の電気の使用方を工夫いただくことで、電気料金のご負担をさらに軽減することが可能となりますので、当社としてもお客さまに幅広くお知らせしてまいります。
- ・新たなバリエーションへの変更をご希望の場合は、ご相談をお受けしておりますので、お近くの当社事業所までご連絡をお願いいたします。

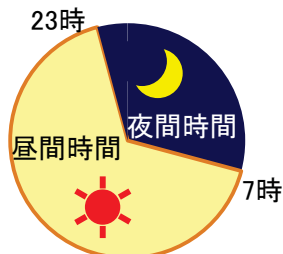
	従来(固定)	追加パターン(従来とあわせて3パターンから選択可)	
ピーク抑制型 時間帯別電灯 (ドリーム8エコ)	<p>〔ピーク:16時～18時〕</p>	<p>〔ピーク:17時～19時〕</p>	<p>〔ピーク:18時～20時〕</p>
3時間帯別電灯 (eタイム3)	<p>〔午後:13時～18時〕</p>	<p>〔午後:14時～19時〕</p>	<p>〔午後:15時～20時〕</p>

【参考】時間帯別料金メニューのご紹介

- 【時間帯別電灯(ドリーム8)・ピーク抑制型時間帯別電灯(ドリーム8エコ)での夜間時間の変更】**
- ・時間帯別電灯(ドリーム8)は、1日を2つの時間帯(昼間・夜間)に分けて料金設定したメニューです。
 - ・ピーク抑制型時間帯別電灯(ドリーム8エコ)は、上記に加え、冬期間(12～3月分)に別途ピーク時間帯を設定したメニューです。
 - ・電気のご使用を昼間から夜間へ移行していただくほど、お客さまにメリットがあります。
 - ・夜間時間は23時～7時を標準パターンとしておりますが、お客さまのライフスタイルに合わせて、22時～6時または24時～8時のパターンもお選びいただけます。

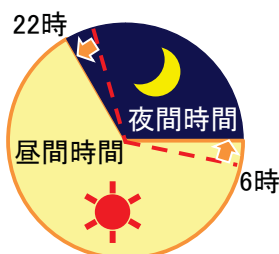
＜時間帯別電灯の場合＞

〔夜間23～7時(標準パターン)〕

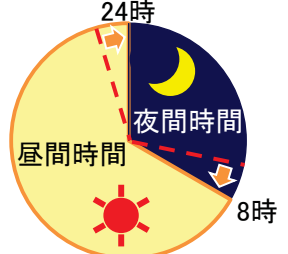


右記パターンも
選択が可能

〔夜間22時～6時〕

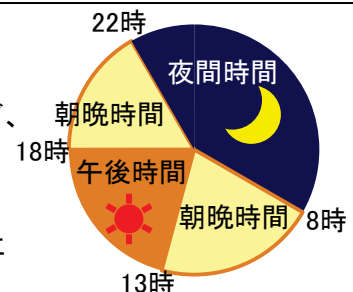


〔夜間24時～8時〕



【3時間帯別電灯(eタイム3)】

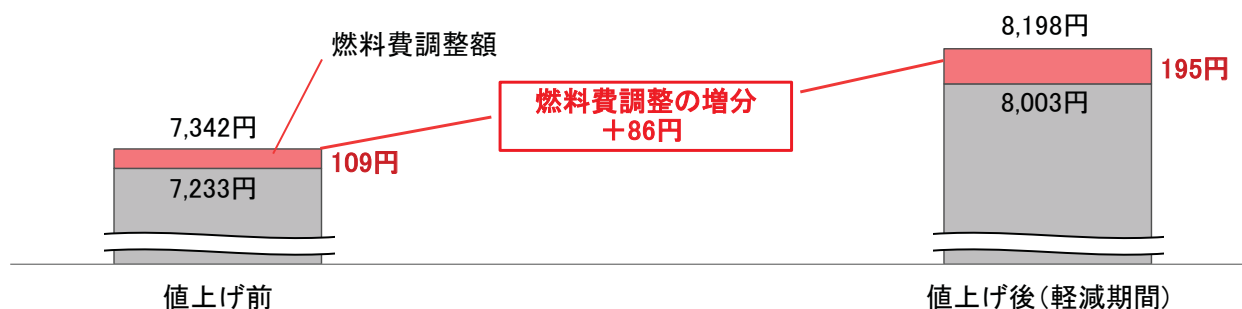
- ・3時間帯別電灯は、1日を3つの時間帯に分けて料金設定したメニューです。
- ・電気のご使用を割安な時間帯(夜間時間・朝晩時間)に移行していただくほど、お客さまにメリットがあります。
- ・従来は、夜間蓄熱型機器等を保有していることを加入条件としていましたが、昨年9月の料金改定において、この加入条件を廃止し、より多くのお客さまに選択いただけるよう変更いたしました。



9. 燃料費調整の見直し

- ・今回改定は、電源構成の変動にともなう改定のため、前回改定と同じ平成24年12月～平成25年2月の貿易統計実績により算定した基準燃料価格との比較で、燃料費調整を行います。
- ・今回改定では電源構成における火力発電のウエイトが高まり、燃料費調整の対象となる輸入燃料(原油・海外炭)の消費数量が前回改定よりも増加するため、燃料費調整を行う場合の調整幅についても、プラス・マイナス調整ともに大きくなります。

平成26年6月～8月の貿易統計実績による燃料費調整を踏まえたモデル料金の試算



※ 算定モデル: 従量電灯B、30A、260kWh/月

※ 日割計算を考慮しない場合の料金を試算したものであり、消費税等相当額などを含まず。

※ 平成26年6月～8月における原油・海外炭の貿易統計実績値は以下のとおりです。

	平成26年6月	平成26年7月	平成26年8月	3か月平均
平均原油価格	70,551円/kℓ	71,421円/kℓ	71,037円/kℓ	71,016円/kℓ
平均海外炭価格	9,921円/t	9,812円/t	9,727円/t	9,816円/t

【参考】平成26年11月分の燃料費調整単価

1. 平均燃料価格

平成26年6月～8月実績	平均原油価格	71,016 円/kℓ
	平均海外炭価格	9,816 円/t
	平均燃料価格	41,100 円/kℓ
(参考) 基準燃料価格		37,200 円/kℓ

2. 燃料費調整単価

低圧供給のお客さまにつきましては、平成26年10月31日までのご使用分には、平成26年4月1日実施の電気供給約款に基づく燃料費調整単価(0円42銭/kWh)を、平成26年11月1日以降のご使用分には変更認可をいただいた電気供給約款に基づく下記燃料費調整単価を適用させていただきます。

高圧供給および特別高圧供給のお客さまにつきましては、下記単価は平成26年11月1日実施の電力契約標準約款の適用を受ける電気料金に適用させていただきます。

(使用電力量1kWhあたり)

区分	11月分
低圧供給のお客さま	0円75銭
高圧供給のお客さま	0円73銭
特別高圧供給のお客さま	0円70銭

※ 消費税等相当額を含まず。

【参考】燃料費調整の前提諸元 ①

・今回改定は電源構成の変動にともなう改定のため、燃料価格の前提となる貿易統計実績は前回改定時と同様としますが、電源構成の変動に合わせ、燃料費調整の前提諸元を見直しております。
 ※国の査定方針を踏まえ、燃料消費数量等が申請時の3か年(H25-27)計から2か年(H26-27)計に見直しとなりました。

基準燃料価格		円/kℓ	値上げ後(A)	値上げ前(B)	差(A-B)
基準燃料価格		円/kℓ	37,200	32,200	5,000
換算係数	α	—	0.4699	0.3627	0.1072
	β	—	0.7879	0.9473	▲ 0.1594
基準単価(税抜・平均)		円/kWh	0.175	0.131	0.044

※電圧ごとの基準単価(値上げ後、税込み、円/kWh) 低圧:0.193、高圧:0.186、特別高圧:0.180

①基準燃料価格(37,200円/kℓ)

- ・基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・海外炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値です。(今回改定は前回改定時と同様、平成24年12月～平成25年2月の貿易統計実績値によります。)
- ・具体的には、H26-27の電源構成の変動を反映した当社発受電電力量(火力)における各燃料の熱量構成比に原油換算値を加味した係数(α・β)を算定し、各燃料価格に乘じることにより算出します。

$$[算定式] \quad \begin{array}{ccccccc} 61,612\text{円/kℓ} & \times & 0.4699 & + & 10,439\text{円/t} & \times & 0.7879 & = & 37,200\text{円/kℓ} \\ \text{原油価格} & & \alpha & & \text{海外炭価格} & & \beta & & \text{基準燃料価格} \end{array}$$

	熱量構成比 ①	原油換算係数※ ②	換算係数 ③=①×②	
原油	0.4699	1.0000	0.4699	… α
海外炭	0.5301	1.4864	0.7879	… β
合計	1.0000	—	—	

※原油換算係数は、総合エネルギー統計の標準発熱量にもとづいて算定しています。
 海外炭:1ℓあたりの原油発熱量(38,200kJ)÷1kgあたりの石炭発熱量(25,700kJ)

【参考】燃料費調整の前提諸元 ②

②基準単価(0.175円/kWh)

- ・基準単価とは、平均燃料価格が1,000円/kℓ変動した場合の1kWhあたりの変動額です。
- ・具体的には、当社発受電電力量(火力)における燃料消費数量(原油換算kℓ)に1,000円/kℓを乗じ、原油換算価格が1,000円/kℓ上昇した場合の影響額を算定し、販売電力量(kWh)で除することにより算定します。

$$[算定式] \quad \begin{array}{ccccccc} 11,138\text{千kℓ} & \times & 1,000\text{円/kℓ} & \div & 63,565\text{百万kWh} & = & 0.175 \\ \text{燃料消費数量(原油換算/2か年計)} & & & & \text{販売電力量(2か年計)} & & \text{基準単価} \end{array}$$

③平均燃料価格

- ・平均燃料価格とは、毎月発表される原油・海外炭の貿易統計価格を前ページに記載したα・βで加重平均したものであり、毎月変動します。
- ・具体的には、燃料費調整を実施する3か月～5か月前における原油・海外炭の貿易統計価格にα・βをそれぞれ乗じて算定します。

④毎月の燃料費調整額

- ・毎月変動する平均燃料価格と基準燃料価格との差に基準単価を乗じて燃料費調整単価を算出します。

$$[算定式] \quad \begin{array}{ccccccc} (XX,XXX\text{円/kℓ} - 37,200\text{円/kℓ}) & \div & 1,000\text{円/kℓ} & \times & 0.193\text{円/kWh} & = & \text{燃料費調整単価} \\ \text{毎月の平均燃料価格} & \text{基準燃料価格} & & & \text{基準単価(低圧の場合、税込み)} & & \end{array}$$

- ・この燃料費調整単価にお客さまのご使用量を乗じた金額が、燃料費調整額となります。

※電圧ごとの基準単価(値上げ後、税込み、円/kWh) 低圧:0.193、高圧:0.186、特別高圧:0.180

10. お客さまへのご説明について(規制部門)

- ・ 昨年の値上げに続き、さらなるご負担をお願いすることとなることから、お客さまにご理解いただけるようあらゆる機会を通じて、昨年以上に丁寧な周知・ご説明に努めてまいります。
- ・ 値上げ影響額の試算や料金負担の軽減策等の詳しい説明をご希望のお客さまには、電話または訪問などにより、きめ細かく説明してまいります。

- ①お知らせチラシの全戸配布(全道260万口)
 - ・ 値上げ実施前に全道のお客さまにお知らせいたします。
 - ・ A4の1/3版(前回)からA3版に紙面を大幅に拡大いたします。
 - ・ 値上げ概要のほか、3段階料金の見直し、軽減措置の内容、料金メニューのリニューアル、モデル料金を掲載いたします。
- ②新聞広告
 - ・ 値上げ実施前に、道内の主要な新聞に値上げの概要等を掲載しお知らせいたします。
- ③オール電化住宅にお住まいのお客さまなどへのダイレクトメールのお届け(約26万6千件)
 - ・ オール電化のモデル料金の影響額、料金メニューの活用(時間帯の選択・契約メニューの変更・契約容量の見直し)や電気の効率的な使い方によるご負担の軽減方法などを掲載いたします。
- ④各種団体さま
 - ・ 自治体さま、経済団体さま、消費者団体さまなど各種団体を個別に訪問しご説明するとともに、会合等にも積極的に参加しご説明させていただきます。

[申請以降の主な取組み]

- ・ お知らせチラシの全戸配布
- ・ オール電化住宅にお住まいのお客さまなどへのダイレクトメールのお届け
- ・ オピニオン層訪問: 約2,700件
- ・ お客さま説明会: 58回開催 665名参加
- ・ 各種団体説明会等: 43回実施 647名参加(各種団体さま主催含む)

10. お客さまへのご説明について(自由化部門)

- ・ 自由化部門のお客さまへは、申請以降、電気料金値上げ内容について、訪問や関係資料の郵送後の電話によりご説明し、ご理解をいただけるよう努めてまいりました。
- ・ 原価補正の内容など電気料金値上げ内容の見直しについて、改めて、訪問や関係資料の郵送などによりご説明してまいります。
- ・ ご説明にあたりましては、丁寧な対応を心がけ、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

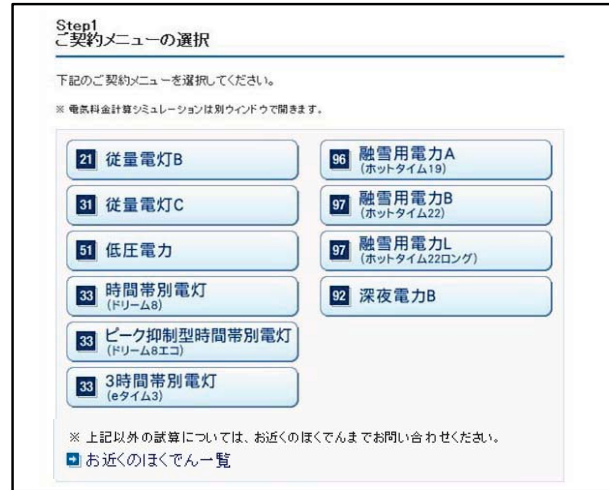
- ①契約電力500kW以上のお客さま
 - ・ 約1,500件のお客さまを訪問のうえ、電気料金値上げ内容の見直しについてご説明いたします。
- ②契約電力500kW未満のお客さま
 - ・ 約1万7,500件のお客さまに、電気料金値上げ内容の見直しについての関係資料を郵送にてお届けのうえ、お客さまのご要望等に応じて、電話または訪問などによりご説明いたします。
- ③各種団体さま
 - ・ 産業団体・企業を統括する団体さま等を訪問し、ご説明いたします。

・当社ホームページにおいて、お客さまの生活スタイル等に合わせた具体的な節約・省エネ手法をご紹介しております。
 ・また、節約チェックシート、電気料金計算やご契約メニュー変更によるシミュレーション等、お客さまのお役に立つツールをご紹介しております。

節約・省エネ情報



電気料金計算シミュレーション



お問い合わせ窓口(お電話によるお問い合わせ)

旭川支店 : 0120-009-715 岩見沢支店 : 0120-009-732 帯広支店 : 0120-009-742
 北見支店 : 0120-009-718 小樽支店 : 0120-009-736 室蘭支店 : 0120-009-743
 札幌支店 : 0120-009-731 釧路支店 : 0120-009-739 苫小牧支店 : 0120-009-747
 函館支店 : 0120-009-754

[受付時間] 平日/9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

【参考】値下げの条件

査定方針において示された値下げの考え方は、以下のとおり

【再稼働時期(※)と値下げ時期との関係】

- 1基でも想定よりも早く再稼働する場合においては、原価算定期間内に速やかに値下げを行うべきである(実施時期は、原則として再稼働の翌々月まで)。その際、他の各号機については、想定どおりの時期に再稼働する想定に基づくことを前提とすることが考えられる。
- 仮に1基のみ想定より早く再稼働するが、残りの2基が想定よりも遅れて再稼働することが確定的な場合であっても、燃料費等の追加費用が、今回認可時の想定を下回ることが明らかとなる場合には、原価算定期間内に値下げを行うべきである(実施時期は、原則として再稼働の翌々月まで)。
- 上記において原価算定期間内に値下げを行った場合であっても、原価算定期間終了後直ちに改めて値下げを行うべきである。
- 原価算定期間内に想定よりも遅れて再稼働する場合でも、原価算定期間内に1基でも再稼働していれば、原則として、原価算定期間終了後直ちに値下げを行うべきである。
- 原価算定期間後に再稼働する場合は、原則として、1基再稼働するごとに値下げを行うべきである(実施時期は、原則として再稼働の翌々月まで)。

※原則として営業運転開始時

【値下げ率】

- 値下げ率を事前に一意的に決めることは困難であるが、仮に3基とも想定どおりの時期に再稼働すれば、原価算定期間終了後直ちに、少なくとも今回申請前の水準まで値下げが行われることを基本とする。

【電気料金審査専門小委員会によるフォローアップ】

- 値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず、電気料金審査専門小委員会によるフォローアップが必要である。

【参考】認可原価の内訳(燃料費、購入・販売電力料)

- ・燃料費は、申請原価に対する修正指示を反映(▲86億円)するものの、泊発電所の発電再開時期の遅れに伴う火力発電所の焚き増しにより、現行原価と比較して653億円の増加となっております。
- ・購入電力料は、申請原価に対する修正指示を反映(▲32億円)するものの、泊発電所の発電再開時期の遅れに伴う他社からの購入電力量の増加等により、現行原価と比較して418億円の増加となっており、一方、他社への販売電力料は、申請原価に対する修正指示を反映(▲1億円)するものの、32億円の減少となっております。

【燃料費】

(単位:億円)

	認可:A (H26~27平均)	現行:B (H25~27平均)	差:C A-B	主な増減要因
火力	2,103	1,399	703	泊発電所の停止による増
石油	1,413	820	593	
石炭	690	579	111	
原子力	11	61	▲ 50	泊発電所の停止による減
新工ネ	-	-	-	
燃料費計	2,113	1,460	653	

【購入・販売電力料】

(単位:億円)

	認可:A (H26~27平均)	現行:B (H25~27平均)	差:C A-B	主な増減要因
他社購入電力料	916	499	417	泊発電所の停止に伴う購入電力量の増
水	108	110	▲ 2	
火力	660	300	360	
新工ネ	148	89	59	
地帯間購入電力料	2	1	1	
購入電力料計	918	500	418	
他社販売電力料	34	65	▲ 31	泊発電所の停止に伴う販売電力量の減
地帯間販売電力料	-	0	▲ 0	
販売電力料計	34	65	▲ 32	

【参考】認可原価の内訳(原子力バックエンド費用、事業税)

- ・原子力バックエンド費用(使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費)は、泊発電所の発電再開時期の遅れに伴う原子力発電電力量の減少により、現行原価と比較して47億円の減少となっております。
- ・事業税は、燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料の変動額をもとに算定を行っており、認可原価は現行原価と比較して、課税対象である収入金額の増加により8億円の増加となっております。

【原子力バックエンド費用】

(単位:億円)

	認可:A (H26~27平均)	現行:B (H25~27平均)	差:C A-B	主な増減要因
使用済燃料再処理等発電費	12	46	▲ 34	泊発電所の停止に伴う減
特定放射性廃棄物処分費	0	13	▲ 12	泊発電所の停止に伴う減
原子力バックエンド費用計※	12	59	▲ 47	

※使用済燃料再処理等既発電費、原子力発電施設解体費は今回改定の対象外

【事業税】

(単位:億円)

	認可:A (H26~27平均)	現行:B (H25~27平均)	差:C A-B	主な増減要因
事業税	80	72	8	課税対象収入の増